

南木曾町森林整備計画 変更計画書

(令和5年4月1日 変更)

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 14 年 3 月 31 日

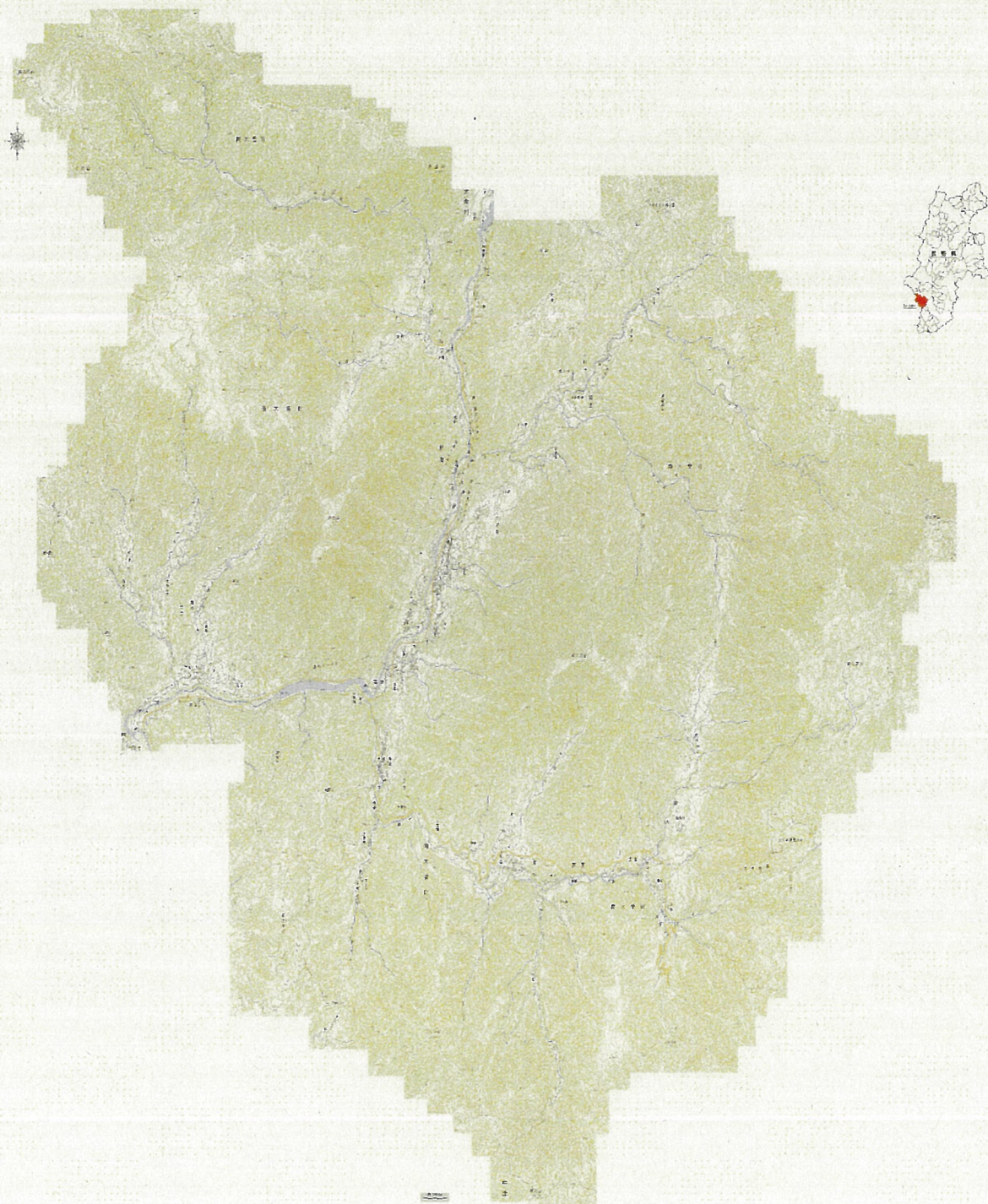
長野県
南木曾町

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、南木曽町森林整備計画を変更する。
なお、南木曽町森林整備計画の変更は、令和 5 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

官公造林の返地に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更

南木曾町位置図



目 次

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題	6
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	11
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	12

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）	13
1 樹種別の立木の標準伐期齢	13
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
3 その他	15
第2 造林	16
1 人工造林	16
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	17
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	21
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	22
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
第3 間伐及び保育	22
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	22
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	24
3 その他	25
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	25
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	26
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	27
(1) 区域の設定	

(2) 森林施業の方法	
3 その他	31
(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
(2) その他	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	32
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	32
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	32
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	32
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	32
第6 森林施業の共同化の促進	33
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	33
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	33
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	33
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備	34
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	34
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	34
3 作業路網の整備	34
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	
4 その他	37
第8 その他	37
1 林業に従事する者の養成及び確保	37
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	37
3 林産物の利用促進に必要な施設の整備	38
III 森林の保護	
第1 鳥獣害の防止	38
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	38
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止方法	
2 その他	38
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	38
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	38
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	39
3 林野火災の予防の方法	40
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	40
5 その他	41
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	
IV 森林の保健機能の増進	
1 保健機能森林の区域	41
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	41
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	42
4 その他	42

V	その他森林の整備に必要な事項	
1	森林経営計画の作成	43
2	生活環境の整備	43
3	森林整備を通じた地域振興	43
4	森林の総合利用の推進	43
5	住民参加による森林の整備	43
6	森林経営管理制度に基づく事業	44
7	その他	44
VI	参考資料	
1	人口及び就業構造	
2	土地利用	
3	森林転用面積	
4	森林資源の現況等	
5	市町村における林業の位置付け	
6	林産物の生産概況	
7	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置（南木曽町役場）

東経137° 36′ 32″ 北緯35° 36′ 13″ 海拔 412.0m

◇面積

215.93km²（東西20km、南北15km、周囲70km）

◇土地の地目別面積＜令和3年1月1日現在＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
2.24k m ²	1.21k m ²	1.44k m ²	179.34k m ²	18.11k m ²	13.59k m ²

◇気象（令和2年中、南木曽気象観測所）

気温			年間総降水量	風速平均
平均	最高	最低		
11.8 ℃	34.6 ℃	-9.2 ℃	3,162 mm	0.9 m/s

◇地形・地質

地形は町の中央をほぼ南北に流れる木曽川が存在し、河床の標高は約400mで、木曽川の左岸側には標高1,679mの南木曽岳が、右岸側には標高1,373mの伊勢山がそびえており、両岸には木曽川の支流となる沢が多数発達しています。地質の大部分は、風化が進み脆くて崩れやすい巨晶花崗岩からなり、急峻な斜面が多く平坦面が少ない地形を作っています。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

森林の総面積は 20,322ha で、そのうち民有林面積は、6,062ha となっており、国有林が70%を占めています。民有林のうち、スギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は 3,208ha であり、人工林率は52%となっています。また、人工林の齢級構成は 12 齢級（林齢 60 年）以上が 75%を占めており、森林資源が充実する一方で若齢林が少ない状況です。

全体の樹種別面積割合は、広葉樹が40%と一番多く、次にヒノキが37%となっています。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積 m³

民 国 別	資 源 量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民 有 林	面積	3,194	13	3,208	389	2,354	111	2,854	3,584	2,367	111	6,062
	蓄積	864,781	578	865,359	93,513	264,402	0	357,915	958,294	264,980	0	1,223,274
国 有 林	面積	7,078	281	7,359	4,619	1,085	1,197	6,901	11,697	1,366	1,197	14,260
	蓄積	1,853,294	148,495	2,001,789	1,303,623	240,151	819	1,544,593	3,156,917	388,646	819	3,546,382

合 計	面積	10,272	294	10,566	5,008	3,439	1,309	9,756	15,280	3,733	1,309	20,322
	蓄積	2,718,075	149,073	2,867,148	1,397,136	504,553	819	1,902,508	4,115,211	653,626	819	4,769,656

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

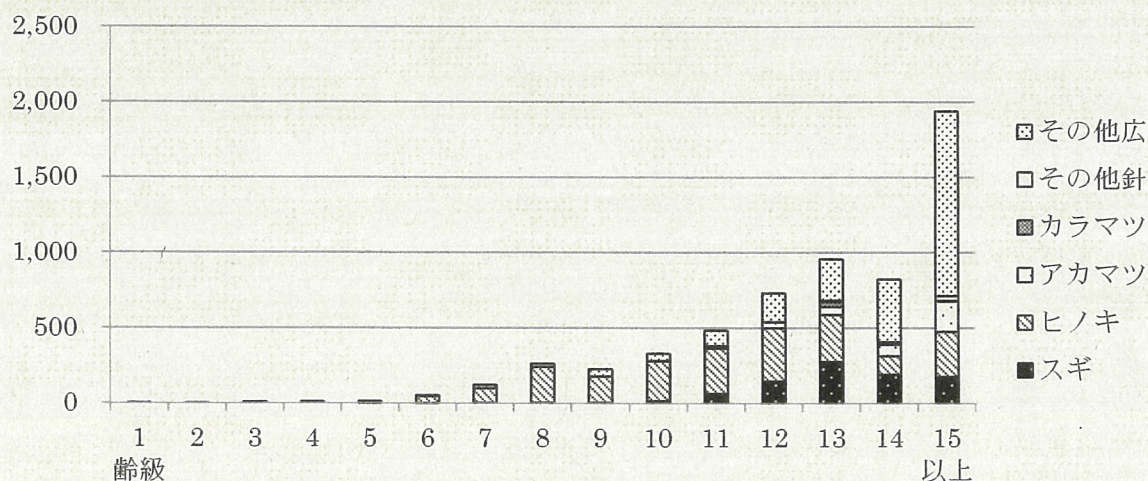
民有林の人工林割合 面積 52.9% 蓄積 70.7%

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積(ha)			蓄積(m ³)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	386	6.5%	6.4%	92,569	7.6%	6.4%
カラマツ	55	0.9%	0.5%	14,010	1.1%	0.4%
スギ	870	14.6%	46.8%	308,789	25.2%	47.1%
ヒノキ	2,226	37.4%	21.8%	532,817	43.6%	22.8%
その他針	46	0.8%	5.2%	10,109	0.8%	4.8%
広葉樹	2,367	39.8%	10.0%	264,980	21.7%	9.9%
計	5,951	100%	-	1,223,274	100%	-

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、木曽谷地域森林計画区内の樹種ごとに占める割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

所有形態別の状況は、町有林が 14%、私有林が 86%となっています。私有林の内訳は、公社等の団体有林約 7%、個人有林等が約 80%であり、個人有林の割合が高くなっています。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		蓄積	
			割合		割合
公有林	県	0ha	0%	0m ³	0%
	市町村	891ha	15%	207,063m ³	17%
	財産区	0ha	0%	0m ³	0%

	計	891ha	15%	207,063m3	17%
私有林	集落有林	0ha	0%	124m3	0%
	団体有林	393ha	6%	71,931m3	6%
	個人有林	4,244ha	70%	845,643m3	69%
	その他	534ha	9%	98,513m3	8%
	計	5,171ha	85%	1,016,211m3	83%
合 計		6,062ha	100%	1,223,274m3	100%

③ 林業労働力の現状

令和2年度の林業事業体数は3事業体、総従事者数は46名で、事業体の内訳は森林組合1組合、素材生産業2社となっています。

高性能林業機械の設置については、素材生産業者で導入が進んでいます。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)		備 考
			うち作業員数(人)	
森林組合	1	16	11	南木曾町森林組合
生産森林組合				
素材生産業	2	30	30	(有)ヤマカ木材 (有)源次商店
合 計	3	46	41	

【林業機械等設置状況】

単位：台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機	1	13			14
モノケーブル					
リモコンウインチ					
自走式搬器	2	5			7
運材車					
ホイールトラクタ					
動力枝内機					
クレーン付きトラック	1	2			3
グラップルクレーン					
フェラーバンチャ					
スキッダ					
プロセッサ		3			3
グラップル・グラップルソー		9			9
ハーベスタ		2			2
フォワーダ		1			1
タワーヤーダ					
スイングヤーダ	1	2			3
合 計	5	37			42

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域（林小班）	面積（ha）
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林（標準伐期齢+10年）	4-に、5-いろ、11-いろには、14-ろはに、15-い、19-いろはにへ、20-とち、22-へ、23-いへ、24-いろは、25-い、27-ろは、28-い、29-い、 <u>34-い</u> 、37-にと、 <u>38-へ</u> 、39-には、42-いろ、43-に、44-いろ、45-にへ、46-ろはにほへ、47-いろは、48-はにほへ、49-いろはにほ、50-ほへ、58-ほへ、59-いろ、62-へ、63-いろ、70-いろほへ、71-いろ、74-いに、75-い、81-へと、83-はにと、84-いろはに、85-いろはにほ、86-いろ、88-ろはにほへ、102-ろ、103-は、113-に、114-へ、116-いろはにほ、117-いろはに、120-ほ	<u>1,030.49</u>

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域（林小班）	面積（ha）
山地災害防止、土壌保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	2-い、4-ろはほ、22-はへ、23-いろはに、24-ろはほへ、25-いろは、36-いろ、37-いろにとり、40-いにほ、43-ろ、44-ろ、45-へ、47-い、48-は、50-ろは、51-いろはにへ、52-いはに、53-は、54-は、60-ろ、61-へ、62-ほへ、63-はほ、65-いはに67-いはにへ、68-いろはに、72-ぬ、74-は、75-は、97-は、98-い、99-ろに、100-い、104-は、106-いち、108-ろ、113-ろ、121-ろに	142.99
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1-いろには、2-い、4-は、8-い、9-いはに、10-い、12-は、13-はに、14-にへ、15-はに、16-い、19-いにへ、20-はにほとちりか、22-は、23-いろ、24-ほ、36-い、37-り、40-ほ、45-へ、49-い、50-ろ、51-ろはに、52-いはに、53-は、54-は、55-ろはに、56-へとちり、57-に、58-い、59-い、67-い、68-いに、69-ぬ、71-はへとち、72-ちぬ、79-に、80-は、81-と、82-いろ、83-いろ、87-い、88-いと、90-ほ、91-いろはにへと、92-ろ、93-い、97-はに98-ろはに、99-ろに、104-は、106-ち、108-ろ、112-へ、115-いろはに、118-ろはにほ	278.81
	長伐期施業を推進すべき森林	1-い～に、2-い～ほ、3-い～に、4-い～ほ、5-い～ほ、6-い～ほ、7-いろ、8-い～ほ、9-い～に、	<u>5,189.54</u>

		10-いはに、11-い〜ほ、12-いろは、13-い〜る、 14-いろにほへ、15-ろ〜ほ、16-い〜に、17-い〜 に、18-い〜ほ、19-い〜ち、20-い〜わ、21-い〜 は、22-い〜へ、23-い〜へ、24-い〜と、25-い〜 に、26-い〜は、27-い〜は、28-い、30-い〜は、 31-い〜は、32-い〜は、33-い〜に、 <u>34-いろ</u> 、36- い〜ほ、37-い〜る、 <u>38-い〜へ</u> 、39-い〜ほ、40- い〜へ、41-い〜と、42-い〜に、43-い〜ほ、44- ろ〜ほ、45-い〜へ、46-い〜にへ、47-いろ、48- は〜へ、49-い〜へ、50-い〜へ、51-ろ〜へ、52- い〜に、53-い〜は、54-い〜に、55-い〜へ、56- い〜へちり、57-い〜に、58-い〜ち、59-い〜へ、 60-いろにほへ、61-い〜へ、62-い〜へ、63-い〜 ほ、64-い〜へ、65-い〜に、66-い〜ほ、67-い〜 へ、68-い〜に、69-い〜へりぬ、70-は〜と、71- い〜へぬ、72-ち〜ぬ、73-い〜り、74-い〜に、 75-い〜ほ、76-い〜は、77-い〜は、78-い〜ほ、 79-い〜ほ、80-い〜は、81-い〜と、82-い〜は、 83-い〜と、84-い〜に、85-い〜ほ、86-い〜は、 87-い〜に、88-い〜と、89-いろ、90-い〜へ、91- い〜と、92-いはに、93-い〜ち、94-い〜と、95- い〜ほ、96-い〜へ、97-い〜へ、98-い〜に、99- い〜に、100-い〜は、101-い〜は、102-いろ、 103-い〜に、104-い〜は、105-いに、106-い〜ほ とちり、107-いろに、108-ろはに、109-い〜へ、 110-い〜へ、111-い〜に、112-いへ、113-い〜 に、114-い〜へ、115-い〜に、116-いろほ、117- いろ、118-いろはほへ、119-い〜へ、120-ろは ほ、121-い〜ほ、122-い〜に	
進 森 林	快 適 環 境 形 成 機 能 維 持 増	複層林施業を推進すべき 森林	該当なし
		択伐による複層林施業を 推進すべき森林	該当なし
		長伐期施業を推進すべき 森林	該当なし

保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表3】

区 分	施業の方法	森林の区域（林小班）	面積（ha）
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	皆伐	1-いろはに、2-いろはに、3-いろはに、4-いろはほ、5-はにほ、6-いろはにほ、8-い、9-はに、10-いろは、13-にほとちりる、14-いにへ、15-ろは、18-は、21-いろは、22-いろはにほへ、23-いろはにほへ、24-ろはにほへと、25-いろはに、26-いろは、27-いろは、28-い、30-いろは、31-いろは、32-いろは、33-いろはに、34-いろ、36-いろはに、37-いろはにほへとちりぬ、38-いろはにほへ、39-いろ、40-いろはにほへ、41-いろはにほへと、42-はに、43-いろはほ、44-いろはにほ、45-いろはにほへ、46-いろはにへ、47-いろ、48-いろはにほへ、49-いろはほへ、50-いろはに、51-いろはにほへ、52-いろはに、53-いろは、54-いろはに、56-と、58-いろに、60-い	3,362.77

		ろはにほへと、61-いろはにほへ、62-いろはにほへ、63-はほ、64-いろはにほへ、65-いろはに、66-いろはにほ、67-いろはにほへ、68-いろはに、69-いろはにへとちりぬ、70-と、71-ほへりぬ、72-いろはにほへとちりぬ、73-いろはにほへとちり、74-いろはに、75-ろはに、76-いろは、77-いろは、78-いろはにほ、79-ほ、80-いろは、83-へ、86-ろは、87-ろはに、88-ろにほへ、90-いろはに、91-と、92-ろ、95-いろはにほ、96-ろはにほへ、97-いろはにほへ、98-いろはにほへ 99-いろはに、100-いろは、101-いろは、102-い、103-ろはに、104-いろは、105-いに、106-いろはにほへとちり、107-いろはに、108-いろはに、109-いろはにほへ、110-いろはにほへ、111-いろはに、112-いろはにほへ、113-いろはに、117-い、118-い、119-いへ、120-いに、121-いろにほ、122-いろはにほ	
特に効率的な施業が可能な区域	皆伐 *人工林については、原則として、 <u>主伐</u> 後には植栽による更新を行うこと。	34-ろ、69-いろにへとちり、72-いろはにほへとちりぬ、74-ろ、86-ろ	128.35

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当町では、森林林業関係のNPO法人団体はありません。今後、NPO法人ができた場合に施業実施協定の参加を推進するために以下の支援を行います。

- ① 森林整備協定を実践しているグループやNPO法人等に対して、国、県等関係機関と協力し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図ります。
- ② 森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記NPO等の情報提供を行います。

(2) その他

木曽川広域の水源かん養機能の維持増進を図る森林として、木曽川「水源の森」森林整備協定に基づき、上下流が一体となった健全な水循環社会の構築を図るために区域を独自

南木曾町煙草文化財遺跡分布図



【計画策定の経過】

1 森林法第 10 条の 5 第 6 項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
	書類送付により、内容確認	南木曾町山林委員
	書類送付により、内容確認	南木曾町森林組合

2 公告・縦覧期間

(当初) 令和 4 年 1 月 27 日 ～ 令和 4 年 2 月 25 日

(第 1 回変更) 令和 5 年 1 月 27 日 ～ 令和 5 年 2 月 27 日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏 名	備 考
産業観光課農林係	担当係長	柴山 直樹	

4 森林法第 10 条の 12 の規定に基づく長野県の協力者

所 属	課・係	職	氏 名	備 考
木曽地域振興局	林務課普及林産係	主任	稲村 昌弘	

5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備 考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	計画変更の場合も同様
広報掲載	令和4年6月号	計画変更の場合も同様

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

	年次	0～14 歳			15～29 歳			30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H17 年	604	296	308	655	326	329	733	375	358	1415	717	698	1831	757	1074
	H22 年	526	262	264	497	249	248	667	342	325	1268	645	623	1778	732	1039
	H27 年	466	237	229	407	224	183	570	282	288	1112	580	532	1753	729	1024
構成 比 (%)	H17 年	11.5	5.7	5.9	12.5	6.2	6.3	14.0	8.3	6.8	27.0	13.7	13.3	35.0	14.5	20.5
	H22 年	10.9	5.4	5.5	10.3	5.2	5.2	13.9	7.1	6.8	26.4	13.4	13.0	37.0	15.2	21.6
	H27 年	10.8	5.5	5.3	9.4	5.2	4.2	13.2	6.5	6.7	25.8	13.4	12.3	40.6	16.9	23.7

(出典： 国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	。 林業	漁業	小計	うち木材・ 木製品製造業		
実数 (人)	H17 年	2,701	238	66	6	310	1,008	-	1,383
	H22 年	2,315	67	71	7	145	856	-	1,314
	H27 年	2,258	134	69	7	210	796	-	1,252
構成比 (%)	H17 年	100	9	2	0	11	37	-	52
	H22 年	100	3	3	0	6	37	-	57